

建設特定技能受入計画のオンライン申請について 【変更申請・届出】

2023年8月31日

1. 変更申請と変更届出の区分について

認定済みの建設特定技能受入計画を変更するとき、「変更申請」「変更届出」のどちらを行う必要があるのかは以下のとおりです。

○変更申請が必要なケース

※認定証に記載されている事項は原則として変更申請が必要です

1. 雇用の根幹に関わる事項の変更

- ・基本賃金の総額が減少する場合
- ・所定労働時間が増加する場合
- ・昇給に関する変更のうち、不利益変更になるもの
- ・従事すべき業務の内容のうち、業務区分の変更

2. 受入の根幹に関わる事項の変更

- ・受入人数（受入人数のみの変更申請は不要です。必ず外国人の追加とセットで申請してください）
- ・受入期間
- ・受入れる外国人に関する事項
- ・常勤職員数

3. その他の重要事項の変更

- ・所属団体の変更
- ・申請者の商号または名称・本店所在地
- ・建設業の許可番号、許可期間
- ・建設キャリアアップシステムの事業者ID

原則として、不利益変更になるものは認定できません。
また、変更申請は事前申請ですので、計画の変更が認定されるまでは、認定済の計画どおりに実施する必要があることにご注意ください。
外国人個人についての雇用条件に関する不利益変更については、新たな外国人の追加として申請してください。既存の計画の外国人リストからの変更申請はできません。

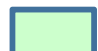
○変更届出が必要なケース：上記記載事項以外の変更


次ページの一覧表をご確認下さい。

- 変更届出は送信と同時に受理となります。受理後、国土交通省において届出内容から認定基準等を満たしていない（不利益変更・日本人と不平等になる変更を含む）ことが確認された場合には、是正のうえ変更前の（認定を受けた）ものに戻すよう、指導等を行う場合があります。届出に当たっては変更後の内容が不利益変更に当たらないことと、当省の認定基準を満たしていることを十分に確認してください。

変更申請・変更届区分について(2)

変更届出事項一覧			
番号	項目	番号	項目
1	特定技能所属機関（受入企業）に関する事項	6	1号特定技能外国人リスト
③	代表者又は個人の氏名	1	特定技能外国人に関する事項
⑦	電話番号	⑳	基本賃金（月額）
⑧	FAX番号	㉑	賞与の有無
⑨	メールアドレス	㉒	賞与の金額又は支給月数
⑩	建設特定技能に関する責任者役職	㉓	賞与の支給回数
⑪	建設特定技能に関する責任者氏名	㉔	諸手当の有無
3	国内人材の確保の取組に関する事項	㉕	手当名
①	国内人材確保の取組	㉕	手当の支給額
4	適正な就労環境の確保に関する事項	㉖	手当の支給条件
⑯	就業規則および賃金規程	㉗	退職金の有無
⑳	時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定）	㉘	退職金の支給額
㉑	変形労働時間に係る協定書、協定届、年間カレンダー	㉙	退職金の種類
5	建設特定技能に係る安全衛生教育及び技能の習得に関する事項	㉚	退職金の支給条件
①	安全衛生教育について	㉛	同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬であることの説明書
②	技能の向上を図るための方策	㉜	同等の技能を有する日本人の賃金台帳
④	備考2	㉝	同等の技能を有する日本人の実務経験年数を証明する書類
6	1号特定技能外国人リスト	㉞	特定技能雇用契約書および雇用条件書
1	特定技能外国人に関する事項	㉟	雇用契約に係る重要事項事前説明書の写し
①	在留カード番号	㊱	備考2
②	建設キャリアアップシステム技能者ID		
③	建設キャリアアップシステムカードの写し		

 番号に緑色の付いている事項は、昇給等の不利益変更にあたらぬ変更に限ります。

 番号に黄色の付いている事項は、日本人も同様に下がる場合に限ります。

2. 準備（主な必要書類）

外国人の受入人数を増加する場合、外国人ごとに下記の資料が必要になりますので、申請の前に、必要な書類をスキャンして PDF化するか、写真に撮ってJPEG 化して用意しておきましょう。

(1) 外国人の追加の必要書類

システム項目	書類名
1. 特定技能外国人に関する事項	
③	建設キャリアアップシステムの 技能者IDを確認する書類 （カードの写し）
③⑥	同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬であることの説明書（国土交通省ホームページからダウンロード）
③⑦	同等の技能を有する日本人の賃金台帳（直近1年分。賞与を含む）
③⑧	同等の技能を有する 日本人の実務経験年数を証明する書類 （経歴書等。様式任意）
③⑨	特定技能雇用契約書及び雇用条件書の写し（全員分）
④⑩	雇用契約に係る重要事項事前説明書（告示様式第2）（全員分）

(2) 建設業許可が更新されている場合の必要書類

システム項目	書類名
1. 特定技能受入期間になろうとする者に関する事項	
⑫	建設業許可証 （有効期限内のもの）

(3) 常勤職員数を変更する場合の必要書類

システム項目	書類名
1. 特定技能受入期間になろうとする者に関する事項	
⑬	常勤職員数を明らかにする文書（ 社会保険加入の確認書類 ）

(4) 所属団体を変更する場合の必要書類

システム項目	書類名
1. 特定技能受入期間になろうとする者に関する事項	
⑳	特定技能外国人受入事業実施法人に加入していることを証する書類（ 会員証明書 ）

(5) 申請者の商号または名称・本店所在地を変更する場合の必要書類

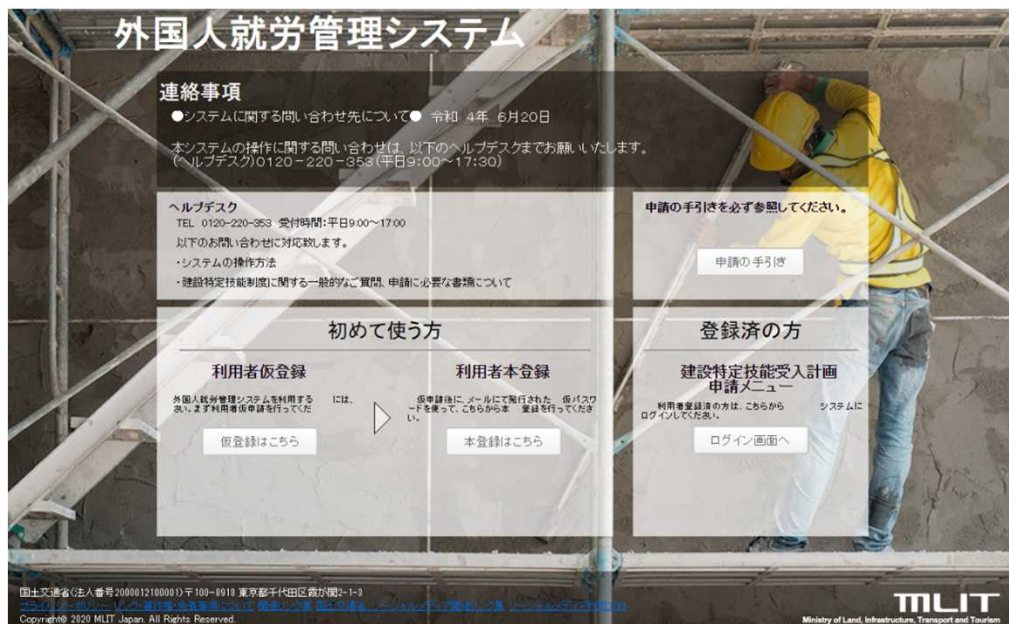
システム項目	書類名
1. 特定技能受入期間になろうとする者に関する事項	
⑥	法人：登記事項証明書（ 履歴事項全部証明書 ）（申請日より3か月以内発行のもの） 個人事業主：代表者の住民票（申請日より3か月以内発行のもの）

※ここをチェック！！

- **必要書類については、「新規申請の手引き」で各書類ごとの注意事項、また入力事項を必ず確認してください。**
- **常勤職員数を明らかにする文書（標準報酬決定通知書）は、「新規申請の手引き」に記載されている「実」「技」などの記載を必ず行ってください。**
- **所属団体の変更は、新しい団体の会員証明書を必ず添付してください。また、国土交通省の認定の後に前の団体からの退会を行ってください。（申請前に退会しないでください）**
- **③⑥～④⑩は変更申請を行う時点の書類を添付してください。前回申請時の書類ではNGです。**

3. システムにログイン

右記のアドレスから「外国人就労管理システム」にアクセスします。 https://gaikokujin-shuro.keg.jp/gjsk_1.0.0/portal



① 令和2年3月31日以前に建設特定技能受入計画を国交省へ申請し、認定を受けた場合

国交省から通知されたID・パスワードにより「建設特定技能受入計画申請メニュー」からログインします。
ID・パスワードがわからない場合には、各地方整備局等へお問合せください。

② 令和2年4月1日以降に建設特定技能受入計画を国交省へ申請し、認定を受けた場合

ご自身で登録したID・パスワードにより「建設特定技能受入計画申請メニュー」からログインします。
ID・パスワードを忘れた場合には、メニュー画面の「ID／パスワードを忘れた方はこちら」からお問い合わせください。

変更申請と変更届出について(2)

変更申請・変更届出 よくある補正事項・質問事項について

●新たな1号特定技能外国人を追加する場合

- (1) 前回申請時から変更があった場合や有効期間が過ぎた場合は、先に変更届出で 4. 適正な就労環境の確保に関する事項⑱（就業規則および賃金規程）、⑳（時間外労働・休日労働に関する協定届）㉑（変形労働時間に係る協定書、協定届、年間カレンダー（有効期限内のもの））を変更してください。
- (2) 4. 適正な就労環境の確保に関する事項①～③を変更する←②の受入予定人数は認定済み人数+今回の追加人数になっていますか？
- (3) 6. 1号特定技能外国人リストの「追加」を押下して、追加する外国人の情報を入力する
- (4) 6. の1. 特定技能外国人に関する事項⑳、㉑、㉒、㉓、㉔を添付する

*ここをチェック!!

- 4-① 計画期間の終期は、今回申請した外国人の終期と同一又はそれよりも後になっていますか？
- 4-② 受入予定人数を変更しましたか？また、4-②+4-③は1-⑯の常勤職員数以下になっていますか？
- 4-⑱ ハローワークで求人した際の求人票は、追加の場合は添付不要です。（巡回指導の際に確認しますので、申請時の添付は不要です。許可要件ですので、当然に継続して求人はされているものとみなして審査いたしますが、求人は必ず行ってください。）
- 1企業が保有できる認定番号は1つです。オンライン申請のIDも1つのIDからしか申請することはできません。

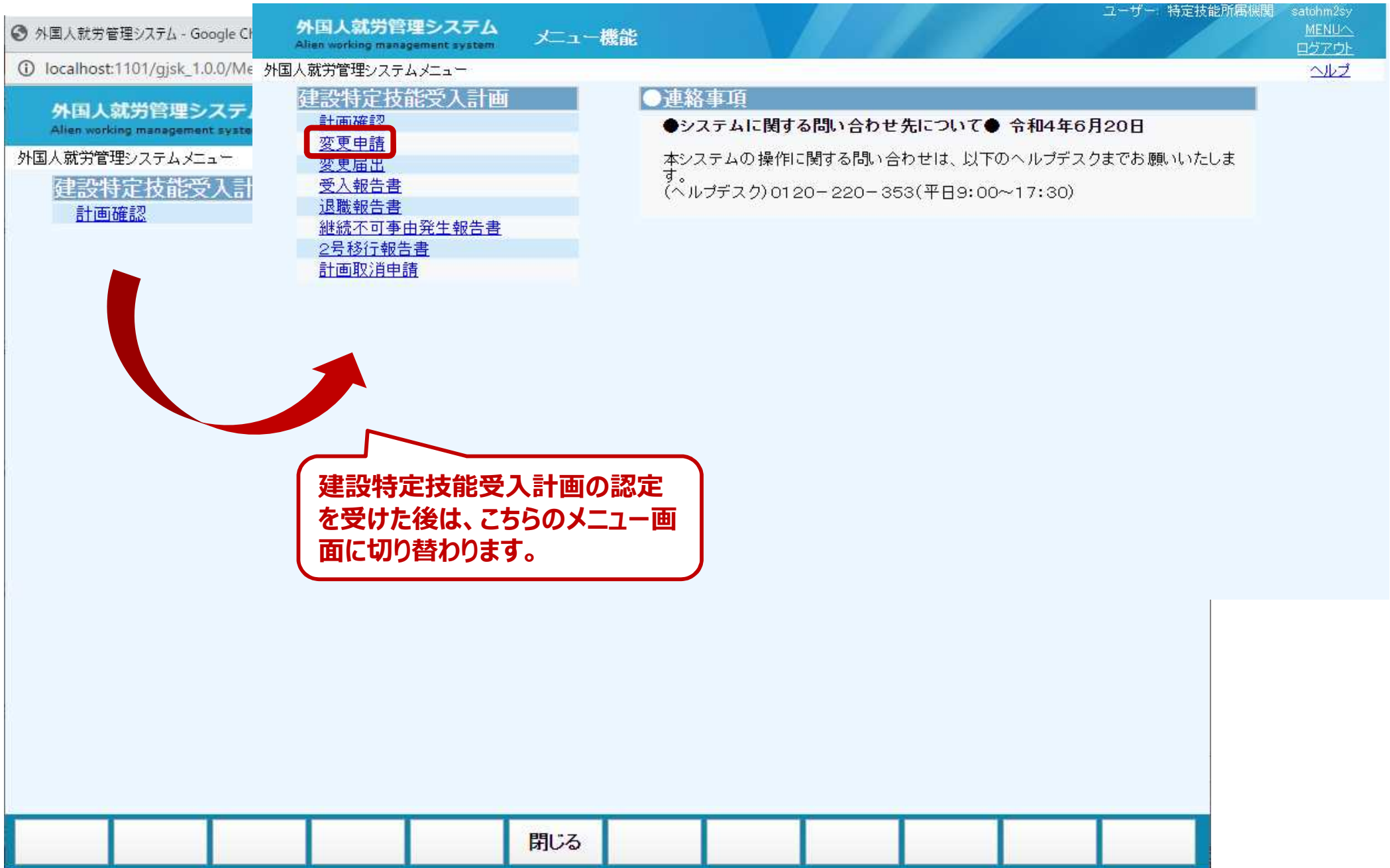
●2. 代理申請に関する事項について

- 登録支援機関は代理人になることはできません。
- 変更申請ごとに代理申請に関する事項を入力してください。
前回：代理申請、申請人A 今回：本人申請 →入力不要
前回：代理申請、代理人A 今回：代理申請、代理人A →新たな委任状の添付+再度入力必須
前回：本人申請 今回：代理申請、代理人A →委任状の添付+入力必須
前回：本人申請 今回：本人申請 →入力不要
- 申請人又は申請代理人以外の方からの個別申請案件についてのお問い合わせについては、一切回答出来かねます。進捗状況等のお問い合わせの際には、本人確認をさせていただくことがありますのでご了承ください。

●脱退一時金を受領するため1号特定技能外国人が帰国する場合

- 脱退一時金を受領するために帰国する1号特定技能外国人がいる場合は、「退職報告書」から「退職報告」を行ってください。
- 退職した方がいる場合は、本来変更申請が必要ですが（4-②の受入予定人数の変更が必要ですが）、受入予定人数のみの変更申請は不要です。退職報告後に最初に行う別の変更申請の際に忘れずに受入人数の変更申請も行ってください。
- 一度退職した方を再度雇用する場合は、通常どおり変更申請から1号特定技能外国人の追加申請を行ってください。
- 1号特定技能の通算5年の期間に帰国期間が含まれるかどうかは、帰国の際の手続きによって異なります。（みなし）再入国の手続きを取って特定技能の在留資格を有したまま出国した場合は、原則として帰国期間も5年間に含まれます。詳細は在留許可を所管する入管庁にお問い合わせください。

3. ログイン後、メニュー画面から「変更申請」を選択



外国人就労管理システム - Google Chrome

外国人就労管理システム
Alien working management system

メニュー機能

ユーザー: 特定技能所属機関 satohm2sy

MENUへ

ログアウト

ヘルプ

localhost:1101/gjsk_1.0.0/Me 外国人就労管理システムメニュー

外国人就労管理システム
Alien working management system

外国人就労管理システムメニュー

建設特定技能受入計画

計画確認

建設特定技能受入計画

計画確認

変更申請

変更届出

受入報告書

退職報告書

継続不可事由発生報告書

2号移行報告書

計画取消申請

●連絡事項

●システムに関する問い合わせ先について ● 令和4年6月20日

本システムの操作に関する問い合わせは、以下のヘルプデスクまでお願いいたします。
(ヘルプデスク) 0120-220-353(平日9:00~17:30)

建設特定技能受入計画の認定を受けた後は、こちらのメニュー画面に切り替わります。

閉じる

4. 変更したい事項の情報を修正

外国人就労管理システム
Alien working management system

建設特定技能受入計画 (変更申請)

MENU
ログアウト
ヘルプ

建設特定技能受入計画 > 変更申請

①国内人材確保の取組

※国内人材をどのように確保しているか、具体的な取り組みをできるだけ記載します。
(建設業務の作業員(技能者)については有料職業紹介が禁止されていますので、有料職業紹介事業者を仲介とする求人は違法です。)

がグレーの部分は**変更届出**で変更ができます。
 が白い部分のみ**変更申請**で変更可能です。

■4. 適正な就労環境の確保に関する事項 (*:必須)

①受入予定期間(計画期間) 令和 2年 8月24日 ~ 令和 9年 7月15日

②受入予定人数 7名 (半角数字)

③外国人建設就労者人数 0名 (半角数字)

をチェックしてから情報変更。チェックがされていないと変更できないので注意！

④賞与の有無 有 無

⑤賞与の金額又は支給月数 業績により変動する
例:金額 または 支給 月数 ●円 または ●ヵ月分

⑥賞与の支給回数 7月末日・12月末日
例:支給回数 ●回 (●月・●月)

⑦諸手当の有無 有 無

⑧手当名 職務手当

⑨手当の支給額 10000 円 (半角数字)

⑩手当の支給条件 勤務態度が良好な場合に、1日500円×20日の手当を支払う。
報酬の説明書にも記載しているように、10,000円~120,000円の変動あり。

申請者から審査者へのメッセージ +

戻る
確認

入力の途中で一時中断する場合は、「確認」を押下するとそれまで入力した内容を保存することができます。

5. 受け入れる外国人を追加する場合、右下の「追加」ボタンから外国人情報を登録

外国人就労管理システム
Alien working management system

建設特定技能受入計画(変更申請)

建設特定技能受入計画 > 変更申請

② 技能の向上を図るための方策

(例) 全員に対し、現場に必要な技能講習・特別教育を全て受講させ、建設キャリアアップシステムのレベル2に相当する技能教育を行う。また、建設キャリアアップシステムのレベル2の認定を受けた後は、レベル3に向けた技能教育を開始し、職長・安全衛生責任者教育を受講させ現場の班長として3年間経験を積ませる。そして特定技能1号の間に、2号特定技能評価試験合格を目標とするため、社内勉強会の開催等を毎月第1木曜日に行う。

③ 備考1

④ 備考2

⑤ 備考ファイル

取下げ書(例:受入終了).pdf

参照... アップロード

6. 1号特定技能外国人リスト

全て 受入前 就労中

No.	氏名	生年月日	性別	国籍	計画期間(自)	計画期間(至)	従事状況
1	AAAA AAAA	平成11年11月11日	女	アイスランド	令和 3年 5月 1日	令和 8年 4月30日	就労中
		平成 2年 2月 2日	男	アイスランド	令和 3年 4月14日	令和 8年 4月13日	就労中
		平成 元年12月25日	男	アイスランド	令和 3年 5月 1日	令和 8年 4月30日	取下
		平成13年 7月 7日	女	アイスランド	令和 3年 5月15日	令和 8年 5月14日	受入前
		平成10年10月10日	男	アイスランド	令和 3年11月15日	令和 8年11月14日	受入前
		平成12年12月12日	男	アイスランド	令和 4年 1月 5日	令和 9年 1月 4日	就労中
7	GGG GG	平成13年 1月11日	女	アイスランド	令和 3年12月27日	令和 8年12月26日	受入前
8	HHH HHH	平成11年 9月 9日	男	アイスランド	令和 4年 5月 2日	令和 9年 5月 1日	受入前
9	III IIII	平成 3年 9月 1日	男	アイスランド	令和 4年 5月 9日	令和 9年 5月 8日	受入前

追加 削除

※認定済の就労者にとって労働条件が不利益変更となる場合は、届出ではなく新たな外国人の「追加」で変更申請してください。

申請者から審査者へのメッセージ

戻る 確認

変更申請で外国人を追加する場合は、「追加」ボタン押す

6. 外国人情報を入力

外国人就労管理システム
Alien working management system

特定技能外国人(情報登録)

MENU
ログアウト
ヘルプ

建設特定技能受入計画 > 計画確認

■ 1. 特定技能外国人に関する事項(*:必須)

①在留カード番号	<input type="text"/> (半角数字)
②建設キャリアアップシステム技能者ID *	<input checked="" type="radio"/> IDを入力 <input type="radio"/> 海外在住であるため入力不能 <input type="radio"/> 他社に勤務中であり、かつID未取得のため入力不能 <input type="text"/> (半角数字)
③建設キャリアアップシステムカードの写し *	ファイルの選択 ファイルが選択されていません <input type="button" value="アップロード"/>
④就労者氏名 *	<input type="text"/> ※在留カードの記載のとおり、半角アルファベットで入力して下さい。
⑤就労者氏名(フリガナ)	<input type="text"/> ※全角で入力してください。姓と名の間スペースを入れないでください。
⑥生年月日 *	<input type="text"/> <input type="button" value="日付選択"/>
⑦性別 *	<input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
⑧国籍 *	<input type="text" value="選択してください"/> ▼
⑨業務区分 *	<input type="text" value="選択してください"/> ▼ <input type="button" value="追加"/>
⑩従事させる工事業 *	<input type="text" value="選択してください"/> ▼ <input type="button" value="追加"/>
⑪計画期間 *	<input type="text"/> <input type="button" value="日付選択"/> ~ <input type="text"/> <input type="button" value="日付選択"/> ※通常は特定技能1号での通算在留期間の残余期間と一致します。残余の計画期間、特定技能1号での通算在留期間にかかわらず、「特定技能1号」での通算在留期間が5年に達した時点で、以後の在留期間を延長する旨を留意してください。
⑫当初基本賃金(月額) *	<input type="text"/> (半角数字) <input type="text"/> ※認定を受ける基本賃金には、基本給とあわせて会社の業績その他の要因に左右されることなく無条件で毎月固定的に支給される所定内手当を含めることができます。(固定残業代、みなし残業代などは除く)。

外国人情報を入力の上、「登録」

戻る
登録

7. 変更したい事項、追加したい外国人の情報入力後、「確認」

外国人就労管理システム
Alien working management system
建設特定技能受入計画(変更申請)
MENUへ
ログアウト
[ヘルプ](#)

建設特定技能受入計画 > 変更申請

①国内人材確保の取組

※国内人材をどのように確保しているか、具体的な取り組みをできるだけ記載します。
(建設業務の作業員(技能者)については有料職業紹介が禁止されていますので、有料職業紹介事業者を仲介とする求人は違法です。)

■4. 適正な就労環境の確保に関する事項 (*:必須)

①受入予定期間(計画期間)	<input type="checkbox"/> 令和 2年 8月24日 ~ 令和 9年 7月15日
②受入予定人数	<input type="checkbox"/> 7 名 (半角数字)
③外国人建設就労者人数	<input type="checkbox"/> 0 名 (半角数字) ※1号特定技能外国人の合計数が、常勤職員の数を超えないこと。
④賞与の有無	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
⑤賞与の金額又は支給月数	<input type="checkbox"/> 業績により変動する 例:金額 または支給 月数 ●円 または ●ヵ月分
⑥賞与の支給回数	<input type="checkbox"/> 7月末日・12月末日 例:支給回数 ●回 (●月・●月)
⑦諸手当の有無	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
⑧手当名	<input type="checkbox"/> 職務手当
⑨手当の支給額	<input type="checkbox"/> 10000 円 (半角数字)
⑩手当の支給条件	<input type="checkbox"/> 勤務態度が良好な場合に、1日500円×20日の手当を支払う。 報酬の説明書にも記載しているように、10,000円~120,000円の変動あり。

全ての変更事項・追加事項を入力後、「確認」をクリック。
「確認」を押すと入力情報の保存もできます！

申請者から審査者へのメッセージ

戻る
確認

8. 変更前／変更後の情報を確認の上、「申請」をクリックして完了

申請を終えたら、地方整備局等からの連絡をお待ちください。

外国人就労管理システム
Alien working management system
建設特定技能受入計画 (変更確認)
MENU
ログアウト
ヘルプ

建設特定技能受入計画 > 変更申請確認

■建設特定技能受入計画に関する事項

①認定番号	S2100001
②認定年月日(当初)	令和 3年 4月12日
③認定年月日(最新)	令和 4年11月15日
④計画状態	認定済
⑤申請状態	引戻し・再編集
⑥差戻しコメント	

■1. 特定技能所属機関(受入企業)に関する事項

	変更前	変更後(変更箇所のみ表示)
①法人番号		1234567890123
②商号又は名称	国土交通省不動産・建設経済局国際市場課	国土交通省不動産・建設経済局国際市場課
③代表者又は個人の氏名	国土交通	
④主たる営業所の所在地(郵便番号)	1008918	
⑤主たる営業所の所在地	東京都千代田区霞が関2丁目1番3号	東京都千代田区霞が関2丁目1番3号
⑥登記事項証明書	全部事項履歴事項証明書.pdf	
⑦電話番号	033333333	
⑧FAX番号		
⑨メールアドレス	hct-takuteigijou@mlit.go.jp	

差戻しされた場合の操作方法は、「新規申請の手引き」で確認してください。

変更内容を修正したいときは「編集」を押すと前の画面に戻ります

変更内容を確認のうえ、問題なければ「申請」

「引戻し・再編集」については「新規申請の手引き」記載の取り扱いとなります。

戻る
PDF出力
引戻し・再編集
編集
申請

1. ログイン後、メニュー画面から「変更届出」を選択

外国人就労管理システム メニュー機能 ユーザー: 特定技能所属機関 mlit8111
Alien working management system MENU
外国人就労管理システムメニュー ログアウト
ヘルプ

建設特定技能受入計画

- 計画確認
- 変更申請確認
- 変更届出**
- 受入報告書
- 退職報告書
- 継続不可事由発生報告書
- 2号移行報告書
- 計画取消申請

●連絡事項

●システムに関する問い合わせ先について● 令和4年6月20日

本システムの操作に関する問い合わせは、以下のヘルプデスクまでお願いいたします。
(ヘルプデスク) 0120-220-353(平日9:00~17:30)

閉じる

2. 変更したい事項の情報を修正の上、「届出」

外国人就労管理システム
Alien working management system

建設特定技能受入計画 (変更届出)

MENU
ログアウト
ヘルプ

建設特定技能受入計画 > 変更届出

■ 建設特定技能受入計画に関する事項

① 認定番号	S2100001
② 認定年月日(当初)	令和 3年 4月12日
③ 認定年月日(最新)	令和 4年11月15日
④ 計画状態	認定済

■ 1. 特定技能所属機関(受入企業)に関する事項 (*:必須)

① 法人番号	<input type="text"/>
② 商号又は名称	国土交通省不動産・建設経済局国際市場課 <small>※略さずに登記簿のとおり、全角で記載してください。登記簿の表記にスペースがある場合を除き、スペースを入れないでください。 (例)株式会社国土交通建設</small>
③ 代表者又は個人の氏名	国土交通 <small>※姓と名の間スペースを入れないでください。 (例)国土太郎</small>
④ 主たる営業所の所在地(郵便番号)	<input type="text" value="1008918"/>
⑤ 主たる営業所の所在地	13 東京都 <input type="text" value="千代田区轟が関2丁目1"/>
⑥ 登記事項証明書	全部事項履歴事項証明書.pdf <small>ファイルの選択 ファイルが選択されていません</small> <input type="button" value="アップロード"/>
⑦ 電話番号	<input type="text" value="033333333"/> 例:0312341111(半角数字) <small>※電話番号は日中必ず連絡がとれる番号を記入すること。</small>
⑧ FAX番号	<input type="text"/> 例:0312341111(半角数字)
⑨ メールアドレス	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="text" value="hqt-tokuteiginou@mlit.go.jp"/> <small>※特定技能所属機関にならうとする者のメールアドレスに限ります。</small>
⑩ 建設特定技能に関	<input type="checkbox"/> 監理指導係長

が白い部分のみ変更届出で変更可能です。
 がグレーの部分は**変更申請**で変更ができます。

をチェックしてから情報変更。チェックがされていないと変更できないので注意！

情報の変更後、「届出」

3. 変更前／変更後の情報を確認の上、「確定」をクリックして完了

これで届出完了です。「計画確認」メニューから変更内容の反映が確認できます。
(確認メールや地方整備局等からの連絡はありません。)

外国人就労管理システム
Alien working management system
建設特定技能受入計画 (変更確認)
MENU
ログアウト

建設特定技能受入計画 > 変更届出

■建設特定技能受入計画に関する事項

①認定番号	S2100001	
②認定年月日(当初)	令和 3年 4月12日	
③認定年月日(最新)	令和 4年11月15日	
④計画状態	認定済	

■1. 特定技能所属機関(受入企業)に関する事項

	変更前	変更後(変更箇所のみ表示)
①法人番号		
②商号又は名称	国土交通省不動産・建設経済局国際市場課	
③代表者又は個人の氏名	国土交通	
④主たる営業所の所在地(郵便番号)	1008918	
⑤主たる営業所の所在地	東京都千代田区霞が関2丁目1番3号	
⑥登記事項証明書	全部事項履歴事項証明書.pdf	
⑦電話番号	0333333333	
⑧FAX番号		
⑨メールアドレス	hqt-tokuteignou@mlit.go.jp	hqt-tokuteignou@mlit.go.jp
⑩建設特定技能に関する責任者役職	監理指導係長	
⑪建設特定技能に関する責任者氏名	国土一郎	
⑫許可を受けている建設業	土木工事 とび・土工 解体工事	
⑬建設業許可証の写し	建設業許可証.pdf	

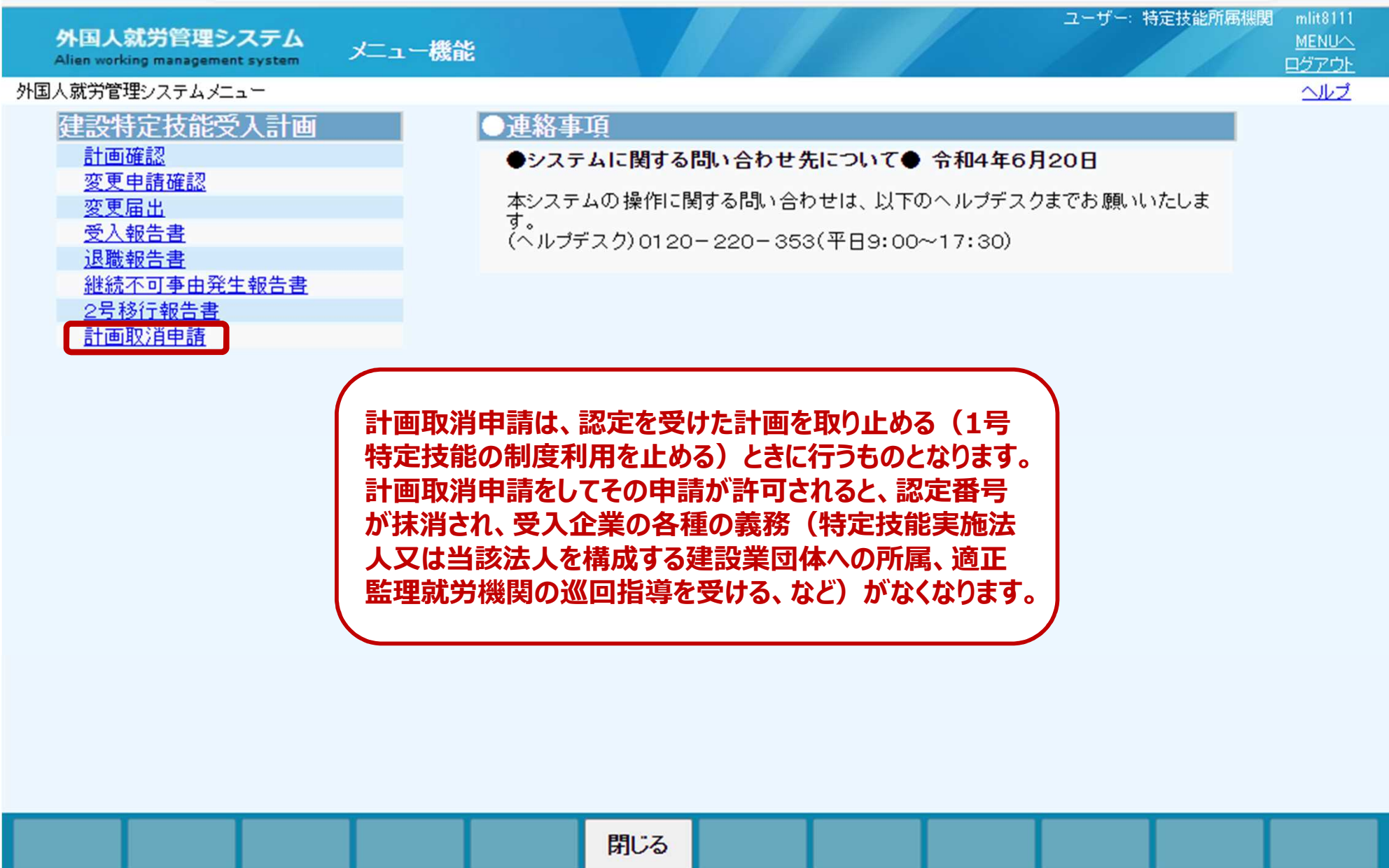
戻る
編集
確定

変更内容を修正したいときは「編集」を押すと前の画面に戻ります

変更内容を確認のうえ、問題なければ「確定」



1. ログイン後、メニュー画面から「計画取消申請」を選択



外国人就労管理システム
Alien working management system

メニュー機能

ユーザー: 特定技能所属機関 mlit8111
MENUへ
ログアウト
ヘルプ

外国人就労管理システムメニュー

- 建設特定技能受入計画
- 計画確認
- 変更申請確認
- 変更届出
- 受入報告書
- 退職報告書
- 継続不可事由発生報告書
- 2号移行報告書
- 計画取消申請**

●連絡事項

●システムに関する問い合わせ先について● 令和4年6月20日

本システムの操作に関する問い合わせは、以下のヘルプデスクまでお願いいたします。
(ヘルプデスク)0120-220-353(平日9:00~17:30)

計画取消申請は、認定を受けた計画を取り止める（1号特定技能の制度利用を止める）ときに行うものとなります。計画取消申請をしてその申請が許可されると、認定番号が抹消され、受入企業の各種の義務（特定技能実施法人又は当該法人を構成する建設業団体への所属、適正監理就労機関の巡回指導を受ける、など）がなくなります。

閉じる

1. 「取消申請」をクリック→理由を選択（入力）→取消申請をクリックして完了

外国人就労管理システム
Alien working management system

建設特定技能受入計画 (計画確認)

建設特定技能受入計画 > 計画取消申請

■建設特定技能受入計画に関する事項

①認定番号	S2100001
②認定年月日(当初)	令和 3年 4月12日
③認定年月日(最新)	令和 4年 4月12日
④計画状態	認定済
⑤申請状態	認定済み

■1. 特定技能所属機関(受入企業)に関する事項

①商号又は名称	国土交通省不動産・建設経済局国際市場課
②代表者又は個人の氏名	国土交通
③主たる営業所の所在地(郵便番号)	1000818
④主たる営業所の所在地	東京都千代田区霞が関2丁目1番3号
⑤登記事項証明書	全部事項履歴事項証明書.pdf
⑥電話番号	0333333333
⑦FAX番号	
⑧メールアドレス	asd@mlit.go.jp
⑨建設特定技能に関する責任者役職	監理指導係長
⑩建設特定技能に関する責任者氏名	国士一郎
⑪許可を受けている建設業	土木工事業 及び 十工事業

戻る 取消申請 戻し・再編集

外国人就労管理システム 建設特定技能受入計画 (計画確認)

建設特定技能受入計画 > 計画取消申請

ユーザー: 特定技能所属機関 mlit8111

MENUへ
ロダアの上
ヘルプ

■建設特定技能受入計画に関する事項

①認定番号	S2100001
②認定年月日(当初)	令和 3年 4月12日
③認定年月日(最新)	令和 4年 4月12日
④計画状態	
⑤申請状態	

■1. 特定技能所属機関(受入企業)に関する事項

①商号又は名称	
②代表者又は個人の氏名	
③主たる営業所の所在地(郵便番号)	
④主たる営業所の所在地	
⑤登記事項証明書	
⑥電話番号	
⑦FAX番号	
⑧メールアドレス	asd@mlit.go.jp
⑨建設特定技能に関する責任者役職	監理指導係長
⑩建設特定技能に関する責任者氏名	国士一郎
⑪許可を受けている建設業	土木工事業 及び 十工事業

戻る 取消申請 戻し・再編集

取消申請理由入力

選択してください

選択してください

- 1 特定技能制度の利用をやめる(特定技能外国人を雇用しない)
- 2 会社等の廃業、建設業の廃業、合併などにより、建設業の営業をやめる
- 3 特定技能所属機関としての基準を満たさなくなった
- 4 その他

取消申請
キャンセル